被害者参加アンケートの結果報告

犯罪被害者支援委員会副委員長兼事務局長　武内大徳（横浜弁護士会）

１　アンケートの概要

日弁連犯罪被害者支援委員会では、２０１０年４月から６月にかけて、いわゆる被害者参加手続を利用した弁護士を対象にアンケートを実施した。当委員会は、２００９年８月にも被害者参加アンケートを実施しているが、より実証的なデータの収集を図るため、第２次アンケートを行ったものである。

２　回答件数

第１次・第２次アンケートを通じ、合計１３２件の回答を得た。なお、弁護士を通じたアンケートという性質上、回答を得られた事件は、すべて被害者参加人に弁護士（国選・私選を問わず）が付された事例となっている。

３　回答結果の分析

当委員会では、アンケート結果を集計のうえ、弁護士の付いた被害者参加事件に関する分析を行った。回答のあった事件には、複数の罪名に及ぶものや、設問の一部に回答のないものも含まれており、分析結果の詳細と回答件数が合致しないところも存在する。なお、以下の分析のうち、意見にわたるところは筆者の私見である。

(1) 事件の種類

罪名別の分類では、自動車運転過失致死罪の件数が最も多かった（２６件・約２０％）。また、殺人・傷害致死等をあわせた死亡事案が５９件に及んでいる（約４６％）。被害者が亡くなられた事件では、被告人に質問したい、裁判所に心情を伝えたいといった遺族のニーズが強いものと思われる。

なお、強姦・強制わいせつといった性犯罪が全体の約２８％を占めている（３７件）。一般に、性犯罪被害者の被害感情は強い反面、法廷に出ることを躊躇するケースも少なくないと考えられ、これだけの割合にのぼることは筆者にとって意外であった。この点、弁護士の助力を得られた事例に限ったアンケートであることも反映していると思われる。

(2) 国選・私選の別

回答のあった事件のうち、８５件（約６４％）で国選被害者参加弁護士が選定されている。あくまで限られた範囲での集計ではあるが、新しい制度が活用されている状況がうかがわれる。

(3) 被告人の認否

回答のあった事件のうち、９２件（約７０％）が自白事件である。他方、一部否認が２８件、全部否認も９件が含まれている。この点、アンケートにおける自由記載意見のなかには「否認事件の場合、被害者参加が行われると、話が全くかみ合わない。被告人・弁護人だけでなく、裁判所・検察官とも話がかみ合わない。」との指摘もあった。

(4) 付添・遮蔽

回答のあった事件のうち、３９件（約２９％）で、付添ないし遮蔽の措置が取られている。そのうち２１件が、強姦・強制わいせつといった性犯罪であった。

４　参加人の行った訴訟行為

(1) 証人尋問

回答のあった事件のうち、４７件（約３６％）で証人尋問が実施されている。被害者参加人による証人尋問は、情状に関する事項についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項に限って認められるものであるところ、全体の３割を超す事件で証人尋問が行われているとの集計結果は、予想以上に多い印象を受けた。なお、証人尋問が行われた４７件のうち、３７件は参加弁護士のみが尋問を担当している。

(2) 被告人質問

回答のあった事件のうち、９６件（約７３％）で被告人質問が行われており、高い数字を示している。①証人尋問と異なり、いわゆる弾劾尋問に限定されないこと、②弁護士を付して被害者参加を行うケースでは、被告人に質問したいとのニーズを持つ被害者が多いこと、が理由として考えられる。

(3) 心情に関する意見陳述

回答のあった事件のうち、１０２件（約７７％）で心情に関する意見陳述（刑訴法２９２条の２）が行われており、被告人質問が行われた件数よりも多い。①心情に関する意見陳述は、必ずしも証拠に基づいて行われる必要がないこと、②あえて被告人に質問することがなくとも、裁判所に心情を伝えたいというニーズが大きいこと等が理由として考えられる。

(4) 弁論としての意見陳述

回答のあった事件のうち、９６件（約７３％）で弁論としての意見陳述（刑訴法３１６条の３８）が行われている。そのうち、参加弁護士（または弁護士と参加人双方）が意見を述べた事件が７８件にのぼる。また、回答のあった事件のうち、８０件（約６１％）において、心情に関する意見陳述と弁論としての意見陳述の双方が行われていた。

この点、心情について幅広く述べることができる前者を参加人本人が行い、法律的な知見を要する後者を参加弁護士が担当するという役割分担が、実務上、定着しつつあるものと推察される。

なお、弁論としての意見陳述では、被告人に対する求刑意見を述べることも可能だが、具体的な求刑意見（死刑・無期懲役を含む）を述べた事件は４０件（約３０％）である。他方、「実刑に」「可能な限り長く」「厳重な処罰」といった抽象的な求刑意見にとどまる事件が２２件含まれた。

５　まとめ

筆者の知る限り、本稿執筆時点で、被害者参加制度に関する詳細なアンケートは公刊物に掲載されていない。本アンケート結果は、被害者参加制度の具体的な運用状況の一端を

示す極めて貴重な資料であると考える。

回答にご協力いただいた各位に、あらためて深甚な謝意を示す次第である。